

愛知中部水道企業団監査委員公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年6月23日

愛知中部水道企業団
監査委員 浅井 清
同 武田 司

- 1 審査の対象
平成22年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 審査の実施日
平成23年6月23日
- 3 審査の方法
審査にあたっては、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して作成されているかを検証するため、提出された書類等を点検するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。
- 4 審査の結果
審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、点検の結果、計数に誤りはなく、適正であると認められた。

平22年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

- 1 審査の概要
この経営健全化審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。
- 2 審査の結果
(1) 総合意見
審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成22年度	経営健全化基準	備 考
①資金不足比率	-	20.0%	

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は「-」と表示する。